

2026 年双葉町ダルマ市出店基準

双葉町ダルマ市出店基準

双葉町ダルマ市における出店者については、下記の基準に適合する者を出店者として認める。

1. 双葉町ダルマ市実行委員会が認めた者。
2. 反社会的勢力に該当もしくは関与がないこと。

出店における注意事項

- ① 応募多数の場合、過去の出店実績等を考慮のうえ出店者を決定します。
- ② 出店基準に適合していないことが判明した場合は、出店の取消しまたは、退去させる場合があります。
- ③ 出店許可を得た場所以外での物販等は禁止です。
- ④ 食品を扱う出店については、食品衛生上必要な措置を取ってください。
- ⑤ 出店要件については(Ⅰ)(Ⅱ)いずれも満たすものとする。
(Ⅰ)両日参加可能な方。
(Ⅱ)両日イベントスタート（午前 10 時または午前 9 時）から午後 3 時まで営業できる方。
- ⑥ 会場における出店準備は、1 月 9 日（金）午後 3 時 30 分以降に行うこと。
- ⑦ 片付け及び出店周辺の清掃は 1 月 11 日（日）午後 5 時までに完了すること。

※ 交通規制 令和 8 年 1 月 9 日（金）午前 9 時から
令和 8 年 1 月 11 日（日）午後 6 時まで